

Q. 医業承継に伴って廃業するので、これまで掛け続けてきた小規模企業共済から共済金を貰おうと思います。問い合わせしたところ、1700万円ほどの共済金が貰えそうです。この小規模企業共済にはどのような課税があるのでしょうか。また、何か注意点があれば教えて下さい。

A. 受取方法により、退職所得又は公的年金等としての雑所得により課税されます。退職所得は比較的税負担が低く、分離課税るのが特徴です。

医療法人の役員は小規模企業共済に加入できませんので、その共済金を受け取るとなれば、個人経営によりクリニックを続けてきたと思料します。廃業に伴って、小規模企業共済の共済金（解約手当金）を一時金により受け取る場合、退職金として課税がされます。また、共済金を分割方式で受け取ることもでき、その場合は公的年金等と同様の取扱いとなります。一時金と分割と、より税負担が少ない方を選択したい場合は、受け取る前に具体的にシミュレーションしてみることをお勧めします。一般的には一時金で受け取り退職所得課税を受けた方がお得になります。

その一番の理由は、退職所得に対する税金の仕組みに、退職所得控除と2分の1課税があるからです。

退職所得金額の計算式

$$(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1 / 2 = \text{退職所得の金額}$$

退職所得控除額は、退職金を受け取る者の勤続年数により異なり、20年以下ならば1年につき40万円。20年を超すと1年につき70万円となります。勤続年数は小規模企業共済の加入期間によりカウントします。例えば25年間小規模企業共済に加入していたならば、退職所得控除額は1150万円（40万円×20年+70万円×5年）となります。つまり、1150万円までは所得税が課税されませんし、その金額を超える場合でも、超えた金額の2分の1しか、所得税の対象とならないのです。もっとも、小規模企業共済は最高で月7万円まで掛けることができますし、掛金の全額が所得控除の対象となりますから、最高額の月7万円で加入しているお医者さんが多いようです。この場合、受取金額は退職所得控除額を上回るため、ほとんどの場合、税負担が生じるようです。もっとも、受取時には所得税等や住民税が予め源泉徴収されますので、確定申告は不要です。

また退職所得は、分離課税といって、クリニック経営からの事業所得や、不動産賃貸業からの不動産所得などといった他の所得とは合算せずに、退職所得だけに対する税金はいくらなのかを計算します。他の所得と合算する分割方式よりも税金の計算上はお得になります。

なお、廃業以外でも共済金の受取りはできます。65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ者は老齢給付による受取り可能です。しかし、個人事業の廃業や死亡による共済金の方が、より多く受け取りできますので、この事由による共済金受領は、あまりお勧めしません。